

小松市告示第153号

小松市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱をここに公表する。

令和7年1月6日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市令和6年能登半島地震復興支援補助金の交付に関し、石川県令和6年能登半島地震復興基金交付金交付要綱（以下「県要綱」という。）及び小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震（これらの余震を含む。以下「令和6年能登半島地震」という。）による地域活動の拠点施設等の被災状況に鑑み、施設等の建替、修繕等を支援することにより、地域活動の拠点施設等を再建し、被災した地域の早急な復旧、復興を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 集落 一定の土地に2戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位をいう。
- (2) 被災 令和6年能登半島地震により被害を受けたことをいう。
- (3) 復旧 被災に対して原形に戻すことをいう。
- (4) 共同墓地 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定による墓地等の経営許可を得ているもの又は許可を受けたとみなされるもの

であって、集落の一部又は全部の者及びこれに準じる者が共同で設置し、管理する墓地（納骨堂を含む。）をいう。

（補助金の交付）

第4条 県要綱別表2に掲げる事業のうち次に掲げるもの（交付決定前に着手又は完了しているものを含む。）であって、その一部又は全部に対し他の補助金、寄付金、給付金等の交付（交付される見込みを含む。）を受けていないものの実施に対し、小松市令和6年能登半島地震復興支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 自治公民館再建支援事業 被災した自治公民館の建替又は修繕の工事を行うものをいう。
- (2) 地域コミュニティ施設等再建支援事業 地域、集落等における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設であって、被災したものの建替え又は修繕の工事を行うものをいう。
- (3) 共同墓地復旧支援事業 被災した共同墓地の共有部分（通路、外構、水道設備、建築物等をいう。別表において同じ。）の復旧若しくは共有部分又は他所有者の区画に倒壊した墓石の移設の工事を行うものをいう。

（補助対象者等）

第5条 補助金の交付対象者、交付対象施設及び補助対象経費は、前条各号の事業の区分に応じ、それぞれ別表のとおりとする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、第4条各号の事業の区分に応じ、それぞれ別表のとおりとし、予算の範囲内とする。

（手続きに関する規則の適用）

第7条 市長は、補助金の交付申請から補助金の額の確定までにつき、規則第5条から第14条までの規定を適用し、規則第16条の規定は適用しない。

- 2 市長は、規則第9条の規定による変更申請を認めるものとする。
- 3 市長は、規則第15条ただし書きの規定による補助金の概算払をすることができるものとする。

4 市長は、補助事業者（補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）が消費税及び地方消費税の課税事業者でないことから、規則第 17 条本文の規定を適用しない。

（交付決定に付す条件）

第 8 条 市長は、補助金の交付に関する規則第 7 条の決定に関し、同条各号の条件を付すものとする。

（確定に付す条件）

第 9 条 市長は、補助金の交付に関する規則第 14 条の確定に関し、規則第 20 条の規定により補助金により取得した財産の処分を 10 年間制限するものとする。

（様式）

第 10 条 市長は、規則の規定にかかわらず、次の各号の補助金の交付申請等の手続に関する様式をそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第 5 条の交付申請 令和 6 年能登半島地震復興支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 規則第 9 条の変更申請 令和 6 年能登半島地震復興支援補助金交付変更申請書（様式第 2 号）
- (3) 規則第 13 条の実績報告 令和 6 年能登半島地震復興支援補助金実績報告書（様式第 3 号）

2 規則第 5 条の交付申請に添える書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事見積書
- (4) 被災状況が確認できる写真、資料等
- (5) 自治公民館再建支援事業にあっては、次に掲げる書類
 - ア 平面図、配置図及び付近見取図の写し
 - イ 立面図の写し（建替の場合に限る。）
- (6) 共同墓地復旧支援事業にあっては、次に掲げる書類

ア 工事の設計図書(位置図、計画平面図等)
イ 墓地等経営許可の確認ができるもの又は墓地、埋葬等に関する法律の施行日(昭和 23 年 6 月 1 日)前に当該集落の所有に属する旨の記載がなされている登記事項証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

3 規則第 9 条の変更申請に添える書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更に係る事業の内容及び金額がわかる書類（補助金対象経費変更見積書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 規則第 13 条の実績報告に添える書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 収支精算書
- (3) 支払を証する書類の写し
- (4) 工事完了後の写真（共同墓地復旧支援事業にあっては、工事開始前及び完了後の写真）
- (5) 共同墓地復旧支援事業にあっては、次に掲げる書類
ア 共同墓地復旧工事完了届
イ 工事の完成図書
ウ 工事費内訳書

(6) その他市長が必要と認める書類

5 規則第 13 条の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日（交付決定の通知を受けた日より前に補助対象事業が完了している場合にあっては、交付決定の通知を受けた日）から 30 日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日とする。

（帳簿等の整理）

第 11 条 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を保管すべき期間は、10 年とする。

(補助金の返還等)

第 12 条 規則第 18 条の交付決定の取消し及び規則第 19 条の補助金の返還に
関し、規則第 18 条のその他補助事業について補助金の交付の決定の内容に
違反したときとは、次のとおりとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく整備、改修、購入等したものを取り壊し又は紛失したとき。
- (3) 帳簿若しくは書類の提出若しくは職員の検査を拒み、又は職員の指示に
従わないとき。

(賠償責任)

第 13 条 市長は、交付対象事業の実施により補助事業者及びその関係者に生
じた損害に関し、賠償の責を負わない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

様式第1号（第10条関係）

年　月　日

（あて先）小松市長

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号（　　　　　　）――――――

令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請書

小松市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付要綱の規定に基づき、添付書類を添えて下記のとおり交付を申請します。

1. 申請事業名
2. 補助事業の実施期間
3. 交付を受けようとする補助金の額等

事業費　　金　　円

補助金申請額　　金　　円

4. 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法　添付書類のとおり
5. 添付書類

様式第2号（第10条関係）

年　月　日

小松市長

住所（所在地）
氏名（団体名）
電話番号（　　）

—

令和6年能登半島地震復興支援補助金交付変更申請書

令和　　年　　月　　日付小松市指令第　　号で交付の決定通知があつた事業の内容を変更したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更する理由

2. 変更に係る事業の内容及び金額

① 変更を申請する事業

② 事業の内容

（変更前）

（変更後）

③ 事業に要する金額

（変更前） 金 円

（変更後） 金 円

3. 添付書類

（1）交付決定通知書の写し

（2）変更に係る事業の内容及び金額がわかる書類（補助金対象経費変更見積書等）

（3）その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号（ ） —

令和6年能登半島地震復興支援補助金実績報告書

○年○月○日付け小松市指令第○号をもって補助金の交付の決定があった事業は、次のとおり完了したので報告します。

1. 補助金の交付決定額 金 円

2. 補助金の精算額 金 円

3. 補助事業の実施期間

4. 補助事業の内容

5. 添付書類

別表第1

1 自治公民館再建支援事業

交付対象者	交付対象施設を管理する町内会又は集落
交付対象施設	<p>次の要件をすべて満たすもので、生涯学習活動の振興のために復旧が必要と市長が認める施設</p> <p>(1) 市の区域内に存在していること。</p> <p>(2) 専ら地域、集落等の住民が利用していること。</p> <p>(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館（次号において同じ。）に類似する施設として、町内会又は集落で設置し、自主的に管理・運営していること。</p> <p>(4) 公民館の事業に概ね準じた活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設であること。</p>
交付対象経費	<p>対象施設を復旧するための工事に係る経費であって、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるもの</p> <p>(1) 建替 本体工事、附帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費。ただし、土地購入費及び備品購入費を除く。</p> <p>(2) 修繕 建物本体、附帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費。ただし、土地購入費及び備品購入費を除く。</p>
補助金額	交付対象経費の総額の4分の3以内（1,000円未満の端数は切り捨て）

2 地域コミュニティ施設等再建支援事業

交付対象者	交付対象施設を管理する町内会又は集落
交付対象施設	次の各号のすべての要件を満たすもので、地域、集落等のコ

設	<p>ミニティを維持するために復旧が必要と市長が認定する施設等。</p> <p>(1) 本市の区域内に存在しており、土地に固定している工作物又は建築物であること。</p> <p>(2) 専ら地域、集落等の住民が利用していること。ただし、憲法に定める政教分離の原則に抵触する利用は除く。</p> <p>(3) 専ら地域、集落等の住民が交代で維持管理していること。</p> <p>(4) 祭り、行事等のコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用を継続すること。</p>
交付対象経費	<p>対象施設を復旧するための工事に係る経費であって、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるもの。ただし、他の補助金を活用した施設である場合は、当該施設に係る経費を補助対象経費から控除する。</p> <p>(1) 建替 本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等をいう。）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費、建替に必要な解体に要する経費。ただし、土地購入費及び事務費を除く。</p> <p>(2) 修繕 建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費。ただし、土地購入費及び事務費を除く。</p>
補助金額	交付対象経費の総額の4分の3以内（1,000円未満の端数は切り捨て、1施設あたり12,000千円を上限とする。）

3 共同墓地復旧支援事業

交付対象者	交付対象施設を管理する町内会又は集落
交付対象施	共同墓地。ただし、地方公共団体、宗教法人、公益財団法人

設	及び個人が経営主体の墓地は除く。
交付対象経費	対象施設を復旧するための工事であって、被災した共同墓地の共有部分の建替又は修繕、若しくは、共有部分又は他所有者の区画に倒壊した墓石の移設の工事に係る経費
補助金額	交付対象経費の総額の2分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て、1施設あたり12,000千円を上限とする。）